

暫定基準(最終案)に対して寄せられた御意見に関する回答案

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
1	1	農薬取締法の改正後の見直しで、データの未整備等により薬効について客観的な判断ができないという理由から、そもそも農薬であるかどうかの判断が保留されている物質がある。こうしたものの中には、いわゆる「植物活力剤」や「土壌改良剤」等が多く存在しており、これらの資材については現に商品として農業用に販売され、農薬的に使用されているものも少なくない。農薬の適正な使用を管理・指導していく上で、特定防除資材の指定が保留されている資材が何であって、対象外物質として規制していくのか一律基準として規制していくのか非常に重要であるので、リスト化と今後の規制方針を示していただきたい。	サントリー(株)	D1	ポジティブリスト制度の規制対象は、農薬取締法に定める農薬であり、農薬に該当するか判断が保留されているものは、法的に規制の対象となりません。
2	1	農薬と作物の組み合わせが10万通りもあり、また農薬名は、原体成分や代謝物質などが含まれており、このような形での情報提供は、農家だけではなく一般的な国民も、問題点を指摘してコメントすることは不可能に近い。国の法律である以上、国民誰もが理解でき疑問や意見をバブコメできるようなわかりやすい意見募集等の仕組みが必要ではないか。	京都府	D2	今回は正確を期すため、このような形で公表しました。今後ともわかりやすい情報提供に努めます。
3	1	現在、基準設定済農薬は246剤であり、これまでの基準設定のペースからみて来年の5月までに到底700を超える農薬等に基準設定ができるとは思えない。とりあえずまとめ一律基準を設定する方向になるのであれば、これまで我が国が実施してきたマーケットバスケット調査等における基準設定の方法、即ち、食品安全委員会が行う科学的な根拠に基づくリスク評価の制度と相反することになるのではないか。	京都府	D2	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準などを参考に、暫定基準を設定することとしています。
4	1	ドリフト対策等の観点からも、ADIが設定されている有効成分については、暫定基準の設定という手段によらず、従来の農薬登録制度に基づき、科学的なリスク評価・暴露評価を経て残留基準を設定すべき。(同旨4件)	京都府・安来市農政会議/やすぎ農業協同組合等	D2・D6・D9・D16・D20	暫定基準の設定にあたっては、国際基準や国内の登録保留基準などを参考としています。なお、従来の登録保留基準設定でも、ドリフトを考慮していないものと承知しています。
5	1	最終案でも、個々の農薬等のADIと理論最大摂取量が公開されていない。早急に公開すべきである。 現在、国内でADIが評価されているものは、その数値を、国内では評価されていないが、コーデックス又は基準参考国で評価されているものは、その数値を、ADIが全く評価されていないものは、その旨を明示されたい。また、今後、国内でのADIを評価せねばならない農薬等の名称とその評価計画を明らかにされたい。	反農薬東京グループ	D21	暫定基準の設定対象となる農薬は非常に多いため、各農薬についてADI、作物残留量及び摂取量を踏まえた基準を暫定基準として設定することは困難です。このため、暫定基準の設定にあたっては、国際基準や国内の登録保留基準などを参考としています。暫定基準の評価の進め方については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の策定にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に連携し、検討することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
6	1	国内で食用作物に使用されている農薬で、基準を設定されていないものがある。該当する農薬名とそのADI及び設定しなかった理由を示してほしい。また、このものの残留基準は「人の健康を損なうおそれのない量」が適用されるかどうかを明示されたい。	反農薬東京グループ	D21	従前の制度では、農薬取締法に基づく国内の農薬登録と食品衛生法に基づく食品中の残留基準値の設定が必ずしも同時に行われていなかったため、ご指摘のように国内で使用できる農薬であっても食品中の残留農薬基準の設定されていないものがあります。これらの農薬には、登録保留基準が設定されているもの、食品に残留しないと考えられているもの、今回の対象外物質のように特段の規制が必要ないと考えられているものなどがあり、一概に「人の健康を損なうおそれのない量」を適用するわけではありません。
7	1	農薬補助成分として使用されている化学物質を調べ、残留基準の設定対象とすべき。	反農薬東京グループ	D21	農林水産省における農薬取締法に基づく登録は、農薬補助成分を含む製剤に対して行われており、また、補助成分は、通常、一般に広く使用され人の健康を損なうおそれのない化学物質であると聞いています。農薬補助成分について農作物への残留による安全性への懸念があれば、必要に応じ、検討を考えたいと思います。
8	1	最終案では、2種以上の農薬活性成分をひとまとめにして、残留基準を設定している場合がいくつかあるが、類似化学構造や類似毒性発現機構を有する農薬をグループ化して、基準を設定することが望まれる。	反農薬東京グループ	D21	ご指摘のとおり、分解や代謝の過程で同一の物質となる農薬活性成分等については、まとめて基準を設定している場合がありますが、化学構造や毒性発現機構が類似というだけでは物質間の関係が不明であり、これらの農薬をグループ化して基準を検討することが困難です。
9	1	複合毒性が判明していない現状では、総農薬摂取量を規制することも考慮されたい。 (同旨1件)	反農薬東京グループ・伊藤 康江	D21・D27	農薬に限らず、ヒトが摂取する可能性のある化学物質全てについて、トータルでどのような影響があるのかを評価することは意味のあることかもしれませんが、膨大な組み合わせが存在し、影響を調べることは困難です。個々の農薬の摂取量は、一般的に無毒性量の1/100に相当するADIの数%であることが多く、そのような状況の中で、複合毒性に基づく規制が必要となるような有害事象は把握していません。
10	1	ポジティブリスト制度における「基準が設定されていない農薬等」とは、膨大な数になると思われるが、それが一律基準以上残留する原材料を用いて製造又は加工されたものは販売できないようであるが、現実的に「基準が設定されていない農薬等」が、残留しているかどうか測定することは、不可能ではないのか。	三浦 弘充	D43	農薬の分析を行うと、農薬が検出されないものが相当数存在し、未知の農薬などに焦点を当てて分析するよりも、使用される可能性のある農薬を中心に分析することが現実的です。その過程で、未知の物質の検出が疑われる場合などが「基準が設定されていない農薬等」の分析を行う機会になるものと想定しています。
11	1	すべてに網掛けする「ポジティブリスト制度」であるにもかかわらず、貴省管轄の「残留基準」、環境省管轄の「登録保留基準」及び性格は異なるものの農林水産省管轄の「農薬使用基準(農薬取締法)」といった枠組みを見直さずに残したまま、それらを組み込んだ「ポジティブリスト制度」となっていることには無理がある。この「ポジティブリスト制度」が実施された場合「登録保留基準」は残るのか、残る場合、各種「基準」との整合性はどうかはかれるのか、明確にしてほしい。	生活協同組合東京マイコープ	D44	現行の登録保留基準や農薬使用基準について本制度の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるようこれらの基準の取り扱いについても関係省庁とも協議していくこととしています。
12	1	ハーモナイゼーションの名のもと国境措置を緩和し農産物流通の円滑化をはかりたいといった側面からの視点からの「ポジティブリスト制度」であってはならないと考える。	生活協同組合東京マイコープ	D44	今回のポジティブリスト制度の導入に当たっては、基準の設定されていない食品に対し必要に応じ暫定基準を設定することとしています。が、現行制度のもとでは原則販売等の規制がなかったものに対して、制度施行後は基準値を超える食品の販売等を規制するものです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
13	1	「段階的な『ポジティブリスト制度』への移行」を提案する。 (1) まず、食品衛生法により残留農薬基準が設定されている244農薬、農薬取締法により登録されている約350農薬(重複を除くと約400農薬)を対象とした「ポジティブリスト制度」とする。 (2) それ以外について、リスク評価を計画的にすすめ科学的な基準設定を行なうものとする。	生活協同組合東京マイコープ	D44	世界的には約700の農薬等があるとされており、ご指摘の段階的な移行では、基準のない約300農薬等が残留する食品について、これまで明確な健康上の懸念なしに合法的に販売等がなされていたものが違反となることが想定され、食料の多くを輸入食品に依存する我が国の制度としては不適切と考えます。
14	1	厚生労働省は「食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する」との食品安全基本法、及び「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る」との食品衛生法の理念・目的にたつて制度検討をすすめられるよう、私たちは強く望む。	生活協同組合東京マイコープ	D44	今回のポジティブリスト制度の導入は、これまで原則販売等の規制のなかった食品に対して、規制をしようというものであり、食品安全基本法、食品衛生法の理念目的を踏まえ進めているものです。
15	1	暫定基準物質索引の記載について、①記載が欠落しているものがある、②索引と本文の物質名が異なるものがある、③一部の物質で、該当する基準を2行で記載している、④一つの英名に対して二つの読み方による日本名があるものなど、整理訂正が必要である。	小川邦彦	D55	誤記等については修正します。
16	1	和名と同様に英名による暫定基準物質索引の追加を希望する。	小川邦彦	D55	ご要望については対応し、既に英語版の索引が公開されています。
17	1	索引と目次において物質名が途中で切れているものがあり、訂正が必要である。	小川邦彦	D55	誤記等については修正します。
18	1	暫定基準の最終案は薬物別ごとの形で表されているが、管理を確実に行うために、食品別のリストを電子情報として公表していただきたい。	(社)日本乳業協会	D66	食品中に残留する農薬等の基準については、従前は食品ごとに定め告示していたところですが、本制度の導入や農薬取締法による農薬登録と同時に残留基準を設定することを踏まえ、平成16年9月に農薬等ごとに残留基準を告示する形式に改めたところであり、その活用をお願いします。
19	1	食塩については、ポジティブリスト制度の対象となるが、その製造過程では農薬を使用せず、また、膜濃縮法による製造時には膜は農薬を透過しないため、食塩中に農薬が残留することは考えられない。しかしながら、顧客からは食塩中の残留農薬の分析を求められることがあり、700種類の農薬分析を要求されることもありえることから、(社)日本塩工業会が食塩の取扱に関する判断基準を作成するので、厚生労働省に承認を得たい。	(社)日本塩工業会	D67	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などに基づき判断されるものと考えます。 なお、厚生労働省ではご要望にあるような一部の食品の取り扱いに関する判断基準の承認は行いません。
20	1	最終案の概要として示されている文書では、1. 一律基準の設定、2. 対象外物質の指定、3. 暫定基準の設定の順に説明がなされている。しかし、本制度の理解を進める上では、基準の設定の手順に従い、1. 暫定基準、2. 一律基準、3. 対象外物質の順で行う方が適切ではないか。	日本生活協同組合連合会	D69	ポジティブリスト制度は、農薬等が残留する食品の流通を原則禁止するもので、対象外物質をその制度の例外とし、残留基準が設定されるものはその基準の範囲内で農薬等の残留を認めるものです。ご指摘の文書はこの考え方に基づくものとなっています。
21	1	最終案中「暫定基準の見直し等」の記述には暫定基準から「食衛法による残留農薬基準」への移行プロセスも含まれていると考えるが、「暫定基準」を「基準」にするための要件、手順等が明確に示されていない。この手続には関係省庁の調整・協議が必要と考える。また、暫定基準の見直しなど、ポジティブリスト制度の施行後もリスクアセスメント機関とリスクマネジメント機関との役割の分担と連携強化が望まれる。リスクマネジメント機関にあつては、農林水産省等の機関を含めた共同会議体の設置を検討されたい。	日本生活協同組合連合会	D69	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
22	1	暫定基準の設定に当たっては、コーデックス基準などを参考にしているが、コーデックスのMRLはJECFAやJMPRの定期的評価に基づいて変更されることがある。これを暫定基準に反映させるときに、現行基準と暫定基準の間で整合がとれなくなる場合も発生すると考えられる。このような場合の措置について明示すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	今回設定した暫定基準は、今後コーデックスにおいて基準が新たに設定若しくは改正されたとしても、その見直しは直ちに行なわないこととしています。ただし、JECFAやJMPRの評価において安全性に関して問題が指摘される場合は、暫定基準のみならず既に基準を設定している農薬などについても、資料等入手し、食品安全委員会の食品健康影響評価を求めることになります。なお、暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
23	1	最終案において「不検出」という基準で示されているものについては、3通りのものが存在する。すなわち、 1. 発がん性等の理由によりADIを設定できない物質、 2. 国際機関でADIが設定できないと評価されている物質、 3. 国際機関においてADIが $0.03 \mu\text{g/kg}$ 体重/day未満であるとされた農薬等である。これらの意味合いの違うものに対して、一括して「不検出」という用語を使用することは適切ではなく、「検出されてはならない」と明確に規定することや、基準への適合可否を判定するための分析法と数値をセットで示すことなどを検討すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ご意見にある1及び2の物質については、一般規則案において「食品から検出してはならない」と規定することとしています。3の事例については、従来と同じく、残留基準においても「不検出」と規定されます。いずれの場合においても、分析法についても告示により定め、その分析法において食品衛生法に定める規格基準の適合性を判断することとなります。
24	1	「基準適合性の判定」や「食品分類ごとの基準の整合性について」の部分には分かり難い表現が含まれているので、具体的なわかりやすい表現による説明にいただきたい。 また、類型の説明については1-1から5までの類型と6-1から6-6までの類型は性格が全く異なるものであるため、一括して記述するのではなく、国民・消費者が理解できるように説明すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ポジティブリスト制度については、今後ともリスクコミュニケーションなどの機会を通じて、制度の周知や国民の理解促進に努めることとしています。
25	1	暫定基準のリスクアセスメントについては、貴省で毒性学的データや使用実態、暴露量のデータ等を収集し、総合的・包括的な視点からこれら物質の優先順位をつけた上で、食品安全委員会へ諮問すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
26	1	国主導であらゆるモニタリングデータを蓄積し、今後に生かすことを望む。民間のデータについても、国主導でデータを有効活用する方法を考案していただきたい。	日本生活協同組合連合会	D69	都道府県等や検疫所などが行う残留農薬等のモニタリング結果については、従来から各機関で公表するほか、厚生労働省においても一括してとりまとめ公表するとともに、活用することとしています。また、民間で行ったデータの活用については、データの所有権等の観点から慎重に取扱う必要があると考えます。
27	1	農林水産省『飼料の有害物質の指導基準の制定について(平成11年2月16日付け11畜B第188号畜産局長通知 改正)』で設定されている配合飼料、乾牧草等のMRLとポジティブリスト制度導入後の適合性について検証を要望する。	日本生活協同組合連合会	D69	暫定基準の設定にあたっては、農林水産省と連携し、検討を行ってきたところであり、現時点で適合性の検証が必要であるとは考えていません。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
28	1	「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における一律基準の設定について(最終案)」と「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における暫定基準の設定について(最終案)」の二つの文書が有機的に結合され、ポジティブリスト制度の全体的な枠組み、基本的な考え方、仔細等が容易に理解できるようにすべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘の文書は一律基準及び暫定基準の設定についてそれぞれの考え方を検討するものです。今後、ご指摘の点を踏まえ、ポジティブリスト制度全体に対する理解が促進されるよう、資料等を作成したいと考えます。
29	1	http://www.mhlw.go.jp/english/topics/mrls/final/dl/mrls05.pdf の表の意味が明確でない。タイトルにNo provisional MRLs are proposedとあるが、いくつかの農薬にはMRLが記載されている。(例えば、BHC、DCIPなど) また、いくつかの農薬には、MRLが提案されている。(カルプロパミドなど)	オーストラリア農林水産省	G1	暫定基準最終案の公表にあたっては、暫定基準を設定しない農薬等についても現行の基準を参考までに資料に加えています。ご指摘の部分は、新たに食品分類を改めたものや都道府県における分析法の検出限界を考慮し一律基準に替わる値として、類型6-4としての基準を定めたものです。
30	1	1. 日本のポジティブリストシステムは、現行のシステムと比べると厳しいものであり、発展途上国からの農産物の輸出が困難になる。 2. 残留データの欠如のため、多くの熱帯作物にMRLが設定されず、その結果、分析上の検出限界である0.01ppmの扱いとなるが、GAPが反映されない。 3. FAOのガイドラインによれば、MRLはどの様に農薬が使われるか(すなわちGAP)により、安全性の参照としてADIを用いるとしている。(中略)加えて、フィリピンのような熱帯諸国の農薬使用は、害虫の抵抗性獲得が早いなどの理由により、変化に富んでいる。 以上の理由から、提案されているポジティブリスト制度に対し、以下の勧告をする。 1. マイナー作物(すなわちマンゴー)は、日本の摂取量の5~10%ととても小さな割合であり、0.01ppmの代わりに、0.1ppmとしても長期にわたりADIを超えることはない。 2. (中略)作物は安全に食されており、皮などの非可食部の除去、洗浄、調理により、実際に摂取する農薬の量は、MRLよりも小さくなる。このより実用的な手順は、安全性の妥協をするものではなく、小規模の生産者の助けとなる。	フィリピン農業省	G7	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、国際基準や米国など科学的な評価に基づき設定される基準を参考に暫定基準を設定することとしています。国際的に取引される農産物は、我が国のみならず欧米等にも輸出されることから、今回のポジティブリスト制度が我が国への農産物の輸出を困難にするものとは考えていません。一方、残留基準は、農薬の適正使用基準(GAP)に基づき残留試験成績と食品の摂取量により、定められているので、フィリピンにおける農薬の使用基準に基づく残留基準の設定について、資料とともに要請があれば、検討したいと考えます。摂取量が少ない農産物で一律基準を0.1ppmとするの提案は、前述の残留基準設定の考え方と整合しないため採用出来ません。
31	1	試験方法やバリデーションに関する情報が欠けている。 MRL設定のもとになったリスクアセスメントに関する情報が、未だにMHLWから発表あるいは通知されておらず、ポジティブリストシステムの通知は、SPS協定第5条1パラに基づいていない。 また、試験法の詳細に関する情報を受け取ることは、ブラジル政府にとってとても重要である。	ブラジル政府	G8	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能です。厚生労働省では、分析法の一例として、ホームページに公開することとしています。一部の暫定基準は、平成15年4月1日に開催した食品輸入円滑化推進会議において各国の在京大使館を通じ、毒性試験結果等の提供について協力を求めた際、協力の申し出があった5カ国(地域)の基準を参考に設定しています。
32	1	暫定基準を設定した物質については、科学的評価に基づいた基準にするためにも、出来るだけ早くADIを算定し、正式な基準を作るべきである。	Almond Board of California	F26	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
33	1	2年ごとに暫定基準の見直しを行い、国際貿易への悪影響を最小限にすることを望む。	中国政府	G19	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書 番号	回答案
34	2	最終案の2(1)④で説明されている「食品に自然に含まれる物質」については、該当する食品及び物質とそのレベルについて、貴省が保存されている情報を一般に提供すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘の点については、具体的事例について個別に検討することとします。
35	2	暫定基準の設定を説明する図は、一律基準を適用するケースについて誤解を生じうるものであるため、修正すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘の図は暫定基準の設定方法を図解したものであり、一律基準を適用する事例を説明したものではありません。しかしながら、一律基準の適用範囲などについて正確な理解が進むようポジティブリスト制度全体の説明を工夫したいと考えます。
36	2	展着剤や活性共力剤についての取扱を明文化していただきたい。	日本紅茶協会	D80	一般に農薬に該当するものについては本制度の対象となり、基準が設定されていない場合は、一律基準が適用されます。
37	3	「遺伝毒性のある発がん物質及び国際機関でADIが設定できないと評価されている農薬等については『不検出』という暫定基準を…」と表現するのではなく、本来使用してはいけないものは「検出されてはならない」との表現で、使用できないことが明確に示されるようにしてほしい。 (同旨1件)	全国消費者団体連絡会・生活協同組合東京マイコープ・伊藤 康江	D18・D27	現在の告示との整合性を考慮する必要があると考えています。現在の告示の表では「不検出」との記述をしていますが、その説明文には、「検出されるものであってはならない」と明示しているところ です。
38	3	PhosphineのようなADIを設定できない物質について、MRLはNDとすべきだが、このような物質のリストを分けているのか。	オーストラリア農林水産省	G1	リン化水素(Phosphine)は、JMPRIにおいて、ADI=「Not Necessary」とされています。これは、「ADIが設定できない」、いわゆる「NO ADI」ではなく、「ADIの設定が必要ない」というものであり、物質としての危険性が高いものではないことを示すものと認識しています。このため、残留基準値は「不検出」とせず、コーデックス基準を含めた各国基準値を、暫定基準として採用しています。
39	3	日本の「不検出」基準の設定について、その設定根拠が明確でない。表1に記載の不検出とする化学物質について、コーデックス等と同じように、現段階で徹底的な検証がなされているのか否か。	アメリカ合衆国政府	G4	基準を「不検出」としたものは、従来から「不検出」としていた物質、コーデックス等国際機関でADIが設定できないと評価されている物質、国際機関において、ADI が0.03 μ g/kg/day未満であるとされた物質が該当しています。
40	3	不検出とされている15物質が、暫定基準のリストとは別になっているので非常に分かりにくい。禁止されていることがはっきり分かるように、同じリストに収載すべき。	Sino Analytica	F31	これまでの公表の際にも、同様のご指摘を頂いていることから、最終案の公表にあたっては、索引の整備を行ったところです。
41	3	不検出としている物質の選定方法を示されたい。また、ハチミツのCoumafos/Coumaphosに関してEUが中国と同じ0.1mg/kgと規定しているのにNDとした根拠を示されたい。	中国政府	G19	「不検出」とする物質は、①発がん性等の理由によりADIを設定できないもの、②国際機関でADIが設定できないと評価されている物質、③国際機関においてADIが0.03 μ g/kg/day未満であるとされた農薬等(クレンブテロール、デキサメサゾン及び酢酸トレンボロン)又は既に「不検出」という残留基準が設定されている農薬等について設定することとしました。 なお、ご指摘のクマホスについてはJMPRIにおいてADIが設定できないと評価されていることから「不検出」としたものです。
42	4	コーデックス基準ではなく、(それよりも高い)国内基準、または海外の基準を、暫定基準として採用してほしい。	Almond Board of California・田中 希義	D12・F26	コーデックス基準のあるものは、原則コーデックス基準を採用することとしており、いただいたご意見は採用できません。ただし、例外的に、必要に応じて国内における農薬の登録使用実態も考慮することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
43	4	日本の薬事法に基づく検出限界値を暫定基準値として採用しているが、この値はあくまで検出限界値である。毒性試験結果に基づいたADIから算出されている、諸外国のMRLを暫定基準値として採用すべき。	科研製薬株式会社	D15	我が国では、薬事法に基づく承認を得た動物用医薬品については、検出限界値による管理がなされていることから、同値を暫定基準として採用したものです。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
44	4	暫定基準に関しては、コーデックス基準、登録保留基準、残留基準を設定している5カ国の基準を参考に定めとなっているが、その際平均値ではなく、最低の値に設定すべき。 (同旨2件)	全国消費者団体連絡会・生活協同組合東京マイコープ等	D18・D27・D44	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
45	4	登録保留基準は、その性格からして残留基準(MRL)として採用すべきでない。	アメリカ合衆国政府	G4	登録保留基準は、農薬の登録の適否を判断する基準であり、ご指摘のとおり、食品衛生法に基づく残留基準とは異なります。しかしながら、毒性評価からADIを設定し、作物残留試験成績から基準値を定め、ADIとの比較により暴露評価も行っているなど、科学的根拠に基づき基準を設定しており、従来よりこれを参考として残留基準を決めてきたところです。
46	4	登録保留基準と海外基準があった場合、類型3-2を適用するのは、「自給率が50%未満であって、その主要輸出国が主要5カ国の中に含まれている場合」となっているが、該当する基準値について採用されていないケースが多々あるので修正すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	類型3-2の適用は、ご指摘のケースに該当する場合であって、当該食品の流通、あるいは農薬の使用実態等と照らし、特に必要であると認めた場合のみに限っています。あくまで例外的な措置であって、該当する全ての項につき原則採用するわけではありませんが、ご要望の農薬・食品につきましては、検討の結果、類型3-2の適用を行うこととします。
47	4	最終案は、農産物等の流通の円滑化に重点をおき、国民の残留農薬等の摂取量を減らそうとする視点がない。 具体的には、 1)国内外の基準で、最も低いものを採用する。 2)日本で適用のない農産物には、作物群毎に設定されている登録保留基準をそのまま採用しない。 3)有害性が判明し、販売禁止された農薬等は、ネガティブリスト制度をとる。 4)「人の健康を損なうおそれのない量」に基づく基準は、0.001ppm以下にする。 これらについて、再考願いたい。	反農薬東京グループ	D21	今回のポジティブリスト制度の導入は、これまで原則販売等の規制のなかった食品に対して、規制をしようというものであり、制度変更の全体としての方向性は、摂取量を減らす方向にあります。1)について:暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。2)について:登録保留基準策定時に一定の科学性を持って評価されたものであると考えられることから、原則登録保留基準を採用しています。3)について:ポジティブリスト制度との併存は制度的に困難です。4)について:許容量の目安としての1.5μg/dayを超えないよう、0.01ppmを設定したものであり、ポジティブリスト制度を採用している諸外国の状況をみても一定の合理性があると考えています。
48	4	ミネラルウォーターの残留基準については、EUの水道水基準(単一農薬で0.1μg/L、総農薬で0.5μg/L)を採用すべきである。また、清涼飲料水は、ミネラルウォーターの基準に準ずるようすべきである。	反農薬東京グループ	D21	ミネラルウォーター類については、WHO飲料水ガイドラインに定められる基準に基づき暫定基準を設定しています。我が国の水道の水質基準もWHO飲料水ガイドラインを参考に決められており、整合性はあるものと考えます。また、ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水には、水以外の原料も含まれるため、ミネラルウォーター類に準じた基準とすることは困難です。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書 番号	回答案
49	4	分析感度の観点から、採用される暫定基準は一斉分析法の定量限界によって設定して頂きたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター	D24.	厚生労働省では、暫定基準の分析可能な一斉分析法の開発に努めているところであり、暫定基準を設定するものの多くは、いくつかの一斉分析法でカバーされますが、個別の試験法が必要なものもあります。
50	4	EUにおける暫定基準値を、暫定基準として採用してほしい。 (同旨1件)	BASFアグロ株式会社・シンジェンタジャパン株式会社	D25・ D63	EUにおける暫定基準値は、法的な位置づけが不明確であることから、暫定基準策定の参考とはしておりません。
51	4	日本が輸入している農産物について、コーデックス基準、国内基準等でなく、最大生産国を含む主要生産国の基準値を暫定基準として参考にしてほしい。 (同旨5件)	アメリカ合衆国政府・サントリー(株)・日新通商株式会社等	G4・ D3・ D4・ D19・ D64・ D71	暫定基準は、コーデックス基準をはじめ、科学的に評価されていると考えられる国などの基準を参考に設定しています。 主要生産国であるという理由で、その国の基準値を暫定基準として採用していません。
52	4	現在のGC-MSによる多成分一斉分析では、検出限界が一律基準の0.01ppmを上回る農薬が多数ある。新たに設定された多数の成分や基準値に対応していくためには、分析機器の設備や技術・労力面でさらなる投資が必要であり、生産者・団体への過大なコスト負担を強いられる。ADIを考慮しつつ、分析機関で現在一般的な多成分一斉分析で可能なレベルの基準値を設定いただきたい。 (同旨2件)	全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会等	D36・ D40・ D47	ポジティブリスト制度は、残留農薬などについて、分析を義務付ける制度ではありません。一方、一律基準は人の健康を損なうおそれない量として、定められるものです。なお、都道府県等の監視指導で用いるものとして開発している分析法の定量限界が、一律基準を上回る場合は、その値をもって対応することとしています。
53	4	外国基準を参照した暫定基準値について、平均値が採用されたため、個別の輸出国から見れば、当該国基準よりも暫定基準の方が厳しい項目が生じている。各国基準が科学的根拠に基づき設定されたものであれば、特段の事情がない限り、各国基準を尊重し、コーデックス基準を含めた輸出国の基準の内、もっとも高い基準値を採用すべきである。 (同旨13件)	アメリカ合衆国政府・全国納豆協同組合連合会・アメリカ合衆国小麦連合会等	G4・ D42・ F02・ F03・ F06・ F07・ F08・ F12・ F16・ F20・ F24・ F25・ F26・ F29	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
54	4	〇フェリムゾン(513)〇について、豪州基準を参考として「その他の魚類」に0.05ppmの基準値案を示しているが、この根拠を確認することができない。	住化武田農薬(株)	D51	誤記であることが確認されましたので、削除します。
55	4	類型6-4の対象農薬リストにおいて、イマザキン、クロマゾン、フェノキシカルブを追加し、イオドスルフロンメチルを除外する必要がある。	小川邦彦	D55	ご指摘のとおり、修正します。
56	4	類型6-4に該当する農薬のうち、暫定基準値の記載のない作物を含むもの(シラフルオフエンのびわ、シロマジンのたけのこなど9カ所。本来、類型6-4が該当すると考えられるもの)がある。	小川邦彦	D55	ご指摘のとおり、修正します。
57	4	基準値案として示されている「0.01ppm」で健康を害するのか、また、基準が高く設定されているものについては、それ以内であれば健康を害しないのか。このような制度は農業者にも消費者にも納得できるものではなく、ヨーロッパに倣うのではなく日本は独自性をもつべきである。	浜地清春	D60	一律基準が適用される事例は、当該農薬等の使用が認められていない場合などであり、本来、農薬等の残留が想定されないものです。一方、一律基準をゼロとすることは、施行において実行不可能であることから、科学的に妥当な量を一律基準として設定しています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
58	4	ADIが設定されている農薬については科学的なデータに基づきリスク評価が行われていることから、個別の農産物ごとの残留基準が設定されていない場合にも、一律基準を適用するのではなく適正な基準値を設定してほしい。海外基準の参照にあたっては、ADIの範囲内において諸外国ですでに認められている高い基準を採用してほしい。	(社)日本青果物輸入安全推進協会	D64	残留基準は、農薬の適正な使用に基づき設定されるもので、一方、一律基準は、使用が認められない農薬や農産物に対し適用されます。従って、ADIの範囲内で「適正な基準値を設定」することは困難です。また、個別の農薬について、「ADIの範囲内で諸外国で既に認められている高い基準」を検討し採用することは困難です。
59	4	食品添加物として指定されている農薬等に関しては暫定基準の対象にしないとされているが、レモン果皮を加工食品の原料に用いることなどに関連する安全上の問題を考慮して然るべき措置を講じるべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	食品添加物として適正に使用されている限り、安全上の問題は生じないと考えています。
60	4	各食品別のMRLはADIと摂取量により自ずと定まるものと考えているが、最終案で示された基準値は外国基準を参照したり、登録保留基準を採用するなど、科学的・論理的な基準値とは言い難いものがあると考えている。今後、日本の食生活に即した科学的・論理的な基準値設定への努力をお願いしたい。	(社)日本果汁協会	D83	暫定基準の設定対象となる農薬は非常に多いため、各農薬についてADI、作物残留量及び摂取量を踏まえた基準を暫定基準として設定することは困難です。このため、暫定基準の設定にあたっては、国際基準や国内の登録保留基準などを参考としています。暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
61	4	パプリカパウダーについて、その他のスパイスとする場合、乾燥重量10分の1とすると以下の農薬(別添略)について超えてしまうので考慮してほしい。	Felix Reverte Salcedo (スペイン)	F18	パプリカ(ジャンボピーマンを除く。)については、「その他のなす科野菜」の分類することとします。
62	4	提案された基準をモニターするバリデートされた試験法が一般的に利用可能でない。さらに、いくつかの物質については、検出限界が基準値となっている。お茶はとても難しいマトリクスを持っている。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	試験法に関しては、平成15年度より3年計画で検討を進めており、経過等についてはホームページにて公表してきたところです。基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるのではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能です。厚生労働省では、分析法の一例として、ホームページに公開することとしています。
63	4	スパイス(チリペッパー)のMRLについて、スパイスのMRL(提案された暫定MRLを含む)が37回CCPRで採択されている(別添A)。乾燥チリペッパーとスパイスがステップ5で検討されている(別添B)。インドで登録されている以下の農薬(別添C)について、日本の暫定基準のリストにない。	スパイスボード (インド)	F4	コーデックス総会で採択された基準値につきましては、反映させることとします。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
64	4	米国やその他の国の緊急的な基準についても、迅速に検討し、暫定的に受け入れるシステムを作るべき。	アメリカ合衆国小麦連合会	F6	残留基準の設定を行う際には、食品安全基本法に基づき食品安全委員会において食品健康影響評価を行うことが必要であり、諸外国の基準を緊急的にそのまま受け入れることは困難です。米国等においては緊急時でも登録などの審査が行われており、我が国に輸出される食品について農薬等がある程度残留する可能性があり、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
65	4	現在、インドでMRLが設定されている、あるいは設定される予定である基準値について、貴省が公表しているポジティブリストに含め、基準値を設定してほしい。	在日インド大使館	G11	根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
66	4	ほうれん草と枝豆について、台湾では以下の農薬について基準値があるので採用してほしい。	台北駐日経済文化代表	G5	根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
67	4	1. 大豆、コーヒー、かんきつ類について、基準の定められている成分の違いや、ブラジルの基準値が日本の基準値よりも大きなものがある。 2. 特に、シプロコナゾール、エポキシコナゾール、フルキンコナゾール、フルトラニル、テブコナゾール、トリフロキシストロビン、テトラコナゾール、ピラクロストロビンなどの殺菌剤について大豆やコーヒーに登録されているが、これらブラジルで汎用されているものについて、日本の基準がない。 3. ブラジルは、90年代からコーデックスに参加し、国として科学的評価に基づきMRLを定めてきた。日本は米国など科学的評価に基づき基準を設定している国の基準を受け入れるとしている。私たちは、ブラジルのMRLについても日本の厚生労働省が同様に受け入れ、暫定基準としてブラジル基準値を採用すべき。(別添リストあり)	ブラジル政府	G8	暫定基準の設定にあたっては国際基準を基本としており、国際基準などがない場合科学的根拠に基づき基準を設定し我が国の要請に対し協力を返答した米国、EUなど5カ国(地域)の基準を採用したものです。要請がある農薬については、根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
68	4	家きんの筋肉に基準が設定されているいくつかの汎用されている農薬等について、コーデックスのMRLを下回っている。(別添リスト黄色マーク)これらについて、コーデックス基準に整合させるよう要求する。	ブラジル政府	G8	ご意見の全ての物質について、コーデックス基準が確認できないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
69	4	カカオ豆について、エクアドル国内で汎用されているいくつかの農薬(別添略)について、2国間の利益のため、当方から提案する数値に変更して頂きたい。	エクアドル共和国大使館	G17	根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
70	4	実際に検査等で運営するにあたり、基準値案の項目の定義が明確でないので、何らかの形で記載が必要であると考え。 たとえば、畜産物の項目で牛について見ますと、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、食用部分に分かれる、食用部分については前の4つの部位以外のことを示すのか、それともほかに意味があるのか。また霜降り肉の様に筋肉内に脂肪が混在している検体も筋肉としての基準値が適用されるのか、明確にしていきたい。 特に脂肪については、その基準値は脂肪組織又は脂肪部分の全重量当たりの濃度と理解しているが、それではよろしいか。というのも昭和62年8月27日付衛乳第42号の通知では暫定基準が脂肪中濃度で示されているため、筋肉であろうが脂肪組織であろうが、溶媒で抽出した脂肪当たりの濃度で評価される。そのため今回の暫定基準値の脂肪については、脂肪中濃度と混同しやすいことから、説明が必要である。	東京都健康安全研究センター	D31	「食用部分」については、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓を除く食用に供される部分を示します。 「筋肉」については、食肉中の筋肉部分に適用されることから、分析に当たっては食肉中の脂肪部分を除去する必要があります。なお、この区分にはコーデックス基準における「meat」や「muscle」が該当します。 また、「脂肪」については、食肉中の脂肪部分及び脂肪組織に適用されるため、分析に当たっては食肉中の筋肉部分を除去する必要があります。なお、この区分にはコーデックス基準における「meat (fat 又は in the fat)」や「fat」が該当します。
71	4	暫定基準にコーデックス基準を採用していない事例について、その理由を示されたい	中国政府	G19	暫定基準については、2005年7月に開催されたコーデックス総会で最終合意された基準については、すべて採用することとしており、最終案の中で未だ反映されていないものについても最終的に修正することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
72	4	暫定基準の設定に当たり米国等の5カ国を参考にして いるが、食生活の似た東南アジア諸国も参考国とする べきである。中国では科学的評価に基づき137の農 薬、92の動物用医薬品について残留基準を設定した。 是非、これら基準を参考にすべく、中国を参考国として 採用されたい。	中国政府	G19	JMPR及びJECFAで科学的な評価に必要とされ ている毒性試験結果などのデータに基づき 残留基準を設定しており、これらのデータにつ いて提供可能であると申出のあった国(米国、 カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及び ニュージーランドの5ヶ国(地域)(平成15年4 月11日に開催された食品輸入円滑化推進会 議において在京各国大使館へ通知し協力の 申し出があった国))の基準を参考に、暫定基 準を設定することとしました。貴国からは協力 の申し出がなかったことから、要望については 受け入れられません。
73	4	一部の暫定基準に5カ国の参考国の基準の平均を採用 しているが、科学的ではない。参考国の基準の最大 値を採用すべきである。	中国政府	G19	暫定基準の設定に当たっては、コーデックス 基準がなく、我が国で設定された基準がない 場合には、協力の申し出のあった国の基準を 参考にすることとしました。その際、複数の国 に基準がある場合には、それぞれの国では、 それぞれの基準が国内産品はもとより輸入品 にも適用されていること、これらの国では残留 試験結果等に基づき科学的な方法によって基 準が設定されていると考えられること、WTO の中でいずれの基準も有効なものとして取り 扱われていることなどから、その平均値を採用 することとしたものです。
74	4	暫定基準の設定に関し、様々な方法で行っており、一 貫性がない。例えば、DicofolのショウガについてEUと ニュージーランドの基準があるのに平均をとらず、EU の基準を採用している。また、Diflufenicanlに関して は、オーストラリアの基準を全く採用していない。	中国政府	G19	暫定基準は、①国際基準であるコーデックス 基準、②国内の農薬取締法に基づく登録保 留基準(動物用医薬品にあつては、薬事法に基 づく承認時の定量限界等、飼料添加物にあつ ては、飼料の安全性の確保及び品質の改善 に関する法律に基づく指定時の定量限界 等)、③JMPR及びJECFAで科学的な評価に 必要とされている毒性試験結果などのデー タに基づき残留基準を設定し、これらのデー タについて提供可能であると申出のあった国の 基準を参考にし、一定のルールで設定を行っ ています。また、ご指摘の事例について、ジ コホルのショウガに関するニュージーランド の残留基準が3mg/kgとの記載がありますが、こ れは果実及び野菜の基準であり、ショウガは 含まれていません。また、ジフルフェニカンに 関しては、既にオーストラリアの基準を反映し たものに修正しています。
75	4	同類の食品の残留基準における差について説明され たい。	中国政府	G19	食品分類間での基準値の違いに対する指摘 ですが、残留農薬等基準の設定は、単に食品 の摂取量だけでなく、農薬等の適正な使用に 基づき行われるものです。我が国における残 留農薬基準設定では、推定される農薬の摂取 (暴露)量の合計と、環境中からの暴露量との 和が、各種の毒性試験に基づいて設定された ADIの範囲内に収まるように基準を設定する のと考え方をとっており、この考え方は国際 的な考え方と同様です。なお、ポジティブ制度 の導入に当たり、現行の基準については変更 していません。
76	4	ヘキサフルムロン、ホキシム、エマメクテン安息香酸塩 のように参照した基準が不明確なものがあるが、その 設定方法を示されたい。	中国政府	G19	ご指摘の事例は設定ルールの類型6-4、6 -5に相当するものです。類型6-4は一律基 準までの分析が困難であるため、分析法の定 量限界に相当する値をもって基準を設定した ものです。また、類型6-5は、一律基準未満 の基準が一部の農産物等に設定されている ため、既に設定されている残留基準の中で最 小の値をもって基準を設定したものです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
77	4	暫定基準に現行の基準を採用しているものと採用していないものがあるがその根拠を示されたい。	中国政府	G19	これまでに設定されている現行の残留基準は、暫定基準として再設定されるものではありません。
78	5	オレンジの果皮とレモンの果皮について、これらは「その他のスパイス類」に分類されているが、「オレンジ」「レモン」の基準より低く設定されていたり、同じだったりするものがある。こういった項目に関しては、「オレンジ」または「レモン」の規格基準を満たした原料の実と皮を分別し、オレンジの果皮またはレモンの果皮を製造しても、果皮としては「その他スパイス類」の規格基準を超えてしまう可能性が非常に高い。この場合、「その他スパイス類」として即違法となるのか、それとも原材料である「オレンジ」「レモン」にさかのぼって適法性が判断されるのかわかり難い。以上のことから、柑橘類(皮)の基準を別途立ち上げていただきたい。	サントリー(株)	D1	オレンジの果皮及びレモンの果皮は、果実全体を対象として残留基準が設定されることから、当該加工食品の基準適合性については、原材料であるオレンジ若しくはレモンにより判断することとします。なお、みかんの果皮(いわゆる陳皮)については、「その他のスパイス」の基準を適用します。
79	5	「不検出」とされている農薬等において、果汁の取り扱いが不明確である。清涼飲料水の成分規格のヒ素、鉛、カドミウムも同じく不検出という規格基準であるが、その試験法は「湿式分解法:検体100g(希釈して飲料に供する清涼飲料水にあたってはその飲用に際して希釈する倍数の値で、濃縮した原料用果汁にあたってはその濃縮した倍数の値で100gを除いた量)を採り、…」となっており、濃縮した原料用果汁についてはストレートに戻した状態で試験に供することとなっている。「不検出」が規格基準である農薬等の試験法の濃縮した原料用果汁についてのサンプリング法も、同様に、ストレートに戻した状態で試験に供することとしていただきたい。濃縮状態で試験に供するのは、原料農産物を必要以上に高感度な分析方法で検査していることと同じであり、また不検出が規格基準である清涼飲料規格の分析方法とも整合性がとれない。濃縮果汁についての基準適合性の判断は全てJAS法上の基準Brix換算で行ってほしい。(同旨1件)	サントリー(株)・(社)日本果汁協会	D1・D83	加工食品の基準適合性の判断は、原料となる農産物の基準値が判断の基本になり、濃縮倍率は考慮することとなります。また、基準への適合性を判断する方法としてJAS法上の基準Brix換算が適切か否かについては慎重に検討する必要があると考えます。
80	5	主原料を対象にした制度にするようQ&Aで指導して頂きたい。 ① 一般に加工食品においては、使用される調味料等の副原料を加えると数十種類に及びます。これらの原料の全てについて、このポジティブリスト制を適用するとすれば、調査のみで多大の時間を要し精度の高い対応は不可能と考える。 ② 食品加工の実態から判断し、原料として使用量が5%以下のマイナー原料についてより、主要原料を中心に対応するよう、Q&Aに記載して頂きたい。安全性の確保の観点からもこの方が有益と考える。	日本エキス調味料協会	D10	加工食品における残留農薬対策は、従来と同様に、基準に適合する原材料を使用することが原則です。加工度の高い加工食品では調査範囲などが広範になりますが、違反事例の有無、残留の蓋然性などを参考に管理を行うべきと考えます。
81	5	加工食品について、水分濃縮や抽出による農薬等濃縮、移行に伴う残留農薬等の含有量の扱いについてどのような考え方で対応するのかご教示願いたい。インスタントブラックティー(IBT)・インスタントグリーンティー(IGT)は茶葉の可溶性成分を抽出し濃縮後にスプレッドライヤーなどで乾燥させた加工食品である。この場合、濃縮果汁と同様に濃縮係数を乗じる方法で可能と認識して宜しいか。可能な場合は濃縮係数をご教示の上、明文化頂きたい。(同旨4件)(日本紅茶協会としては、濃縮係数として3.5を提案する。)	社団法人日本植物油協会・日本紅茶協会等	D17・D28・D80・F28・F31	加工食品の基準適合性については、水分含量や濃縮率などにより原材料に換算した値を判断の目安とすることとしています。個別の農薬・農産物、加工工程により加工食品における残留状況は異なることから、科学的に加工係数を検討している場合は、その値を換算に用いることとします。
82	5	加工食品等の国際規格については、機械的に国際規格を採用せず、日本の食習慣にあうよう、基準を見直すべきである。	反農薬東京グループ	D21	暫定基準の設定にあたっては、我が国がWTO条約に加盟することから、国際基準であるコーデックス基準を基本としたものです。コーデックスにおける残留農薬基準の設定においては、各地域の食品摂取量に基づく評価を行っています。